

給付金・協力金等を受けられた方の確定申告における注意点

国税庁より課税関係が発表になりました。

I 所得税

【非課税】

特別定額給付金（一律 10 万円）

【課税】

1 事業所得

- (1) 持続化給付金（事業所得として、給付申請した方）
- (2) 家賃支援給付金
- (3) 文化庁の文化芸術活動の継続支援金
- (4) 地方自治体の感染拡大防止協力金

いずれも、**事業収入(売上)**ではなく、**雑収入**で計上します。

2 一時所得

- (1) 持続化給付金（特例で、給与所得として、給付申請が認められた方）

3 雑所得

- (1) 持続化給付金（特例で、雑所得として、給付申請が認められた方）

II 消費税及び地方消費税(消費税等)

I 所得税で**【課税】**の対象になるものでも、**消費税等**では、課税要件の対価性がないので、**課税対象外**になります。